

議案第 3 2 号

豊橋市指定有形文化財の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和 3 1 年豊橋市条例第 2 3 号）第 2 1 条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定有形民俗文化財に指定するものとする。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

豊橋市教育委員会
教育長 加藤 正 俊

記

1. 豊橋市指定有形民俗文化財の指定（1 件）

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
吉田中安全秋葉山常夜燈	1 基	豊橋市八町通五丁目地内（一般国道 1 号）	豊橋市

豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 吉田中安全秋葉山常夜燈 よしだじゅうあんぜんあきはさんじょうやとう

指定区分 有形民俗文化財

員 数 1基

時 期 江戸時代

所有者 豊橋市

所在地 豊橋市八町通五丁目地内（一般国道1号）

指定理由

吉田中安全秋葉山常夜燈は、八町通五丁目地内、東八町交差点北東の国道1号線に面した歩道の上に建立されている。秋葉山常夜燈とは、江戸時代に盛んになった秋葉信仰に伴い、当初は秋葉山に参詣するための街道沿いに、その後は各地の町や村が火伏せの神への信仰や地域内の安全を願って建てた燈籠で、本来は一晩中明かりを点けておくためのものである。

本常夜燈は、文化2年(1805)に吉田城東惣門に近い今新町（現西新町）の東海道から本坂通への分岐点に建立されたのが最初である。建立の理由は明確ではないが、吉田城下での度重なる大火に対する安全祈願と考えられ、今新町だけではなく吉田惣町の寄進によって建てられている。なお、元治元年(1864)に描かれた「吉田宿絵図」には鳥瞰的な絵が書き込まれており、具体的で詳細な位置が確認できる。

明治24年(1891)の濃尾地震の際には一度倒壊したが、すぐに復旧され、戦前まで西新町の町民が当番で燈明を上げていたという。しかし、東南海地震(1944)と三河地震(1945)によって完全に倒壊すると、戦後の混乱などから長く放置されていた。その後、地元の熱意や寄付によって昭和55年(1980)に豊橋公園内に再建され、平成13年(2001)からは本来の場所に近い現在地に移転している。

本常夜燈は、下から基壇・基礎・竿・中台・火袋・笠・宝珠の各部位から成り、基壇以外は一石を整形したものである。なお、基壇の一部・火袋・宝珠については昭和55年の再建の際の復元である。形態的には、笠・火袋・中台・基礎が六角形となる六角石燈籠（春日燈籠）に類し、常夜燈としては竿部分が樽形となる仏前型に分けられる。

基壇は、切石積みによる方形の4段でこのうち下から3段は復元である。最下段は一辺2.72m、各段の高さは0.3m程で、総高0.91mとなる。基壇最上段は、柱状の石材四石を組み合わせ、一辺1.62m、高さ0.34mの方形とし、その側面には「吉田中安全」の文字が横に彫られている。この上には、高さ0.54m、一辺0.7mの六角形に整形された基礎が乗る。基礎上面には蓮弁（かえりばな）が彫られ、側面の格狭間には2面に唐獅子、1面に牡丹が浮き彫りされているが、残りの3面は欠損している。この上にある竿は、中位が膨らむ樽形となり、高さ1.12m、最大径は0.82mである。竿の上下には蓮弁が彫り出され、その間には大きく「秋葉山」・「常夜燈」、やや小さく「文化二乙丑歳五月吉日」の文字がそれぞれ縦に彫り込まれている。また「常夜燈」の文字を挟んで小さく横に「永代」の文字が彫られている。

中台は、高さ0.37m、一辺0.58mの六角形で、下部には蓮弁、側面の格狭間には1面にけんはなびし（秋葉寺の定紋）、残りの5面には縦格子が彫られている。火袋は高さ0.7mの復元である。笠は高さ0.6m、一辺0.85m程で、各辺の蕨手は大きく反り返る。宝珠は高さ0.45mで、宝珠と請花が復元されている。

復元された各部位を含めた常夜燈の総高は5.03mである。また、復元を除く各部位の石材は、やや粒子が粗く色味かった花崗岩が使われており、その特徴や受注した石工「細川石屋」の記録などから、岡崎市北部の細川地区周辺で産出される伊奈川式花崗岩と考えられる。なお、現在は倒壊防止のため、各部位を繋ぐように鉄筋を入れている。

豊橋市内では、70余基の秋葉山常夜燈が確認されているが、高さ5mを超える規模のものは他に例が無く、東三河地域においても同様である。

吉田中安全秋葉山常夜燈は、秋葉信仰の篤い遠江や三河地域にあって、その規模は東三河地域では最大級であり、周辺地域を含めてもこれほど大きな例は少ない。また、常夜燈建立の時期や場所が明確で、その経緯も記録として残されている。なお、現在地に移設後は、豊橋市が管理する街路灯として機能し、また八町校区の秋葉燈籠保存会が主体となって地域の防火や防災の祈願を毎年11月23日に行っている。

本常夜燈は、歴史的に見ても非常に貴重なものであり、市の文化財に指定して長く保存すべきものである。

